　様式第７号（第７条関係）

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　えびの市長

に

妊産婦・乳幼児健康診査等受診費償還払不支給決定通知書

　　　　年　　月 　日付けで申請がありました妊産婦・乳幼児健康診査等受診費の償還払について、下記の理由により不支給と決定したので通知します。

記

　　　　不支給とした理由

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| （教示） |  |  |  |  |
| １　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して  ３か月以内に、えびの市長に審査請求をすることができます。なお、この処分のあった日  の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をす  ることができなくなります。 | | | | | |
|
| ２　この処分に不服がある場合は、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知  　 った日の翌日から起算して６か月以内に、えびの市を被告として（訴訟においてえびの市  を代表する者は、えびの市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができま  す。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消し  の訴えを提起することができなくなります。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当  該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分  の取消しの訴えを提起することができます。なお、この裁決のあった日の翌日から起算し  て１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 | | | | | |
|
|
|

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（文書取扱　　　　　　　　　課）